

国民年金付加年金制度とは

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

お手続き

申込み用紙に必要事項を記入して、役場住民課または岐阜南年金事務所にご提出ください。

留意点

- ・付加保険料の納期限は、翌月末日です。
- ・納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・付加保険料の納付をやめたいときは付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。



消防署 違反対象物の公表制度

近年、飲食店や社会福祉施設など不特定多数の方が利用する施設や、一人で避難することが困難な方が利用する施設で、多くの死傷者を伴う火災が発生しています。その中には、建物に必要な消防用設備を設置していないことが原因で被害が拡大した事例もあります。

このような火災を今後起こさないために、消防本部では平成31年4月1日から、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手し、建物の利用について判断できるように、消防法令に重大な違反のある防火対象物の名称、所在地及び消防法令違反の内容をホームページで公表します。対象となる建物は、不特定多数の方が利用する施設や、一人で避難することが困難な方が利用する施設のうち、屋内消火栓設備（※1）、スプリンクラー設備（※2）または自動火災報知設備（※3）などの設置義務があるにも関わらず、当該設備が設置されていない建物です。

また、建物を増改築することによって新たに消防用設備などの設置が必要になり、消防法令の違反となってしまうおそれがありますので、建物関係者の方は工事をされる場合、事前に消防署へご相談ください。

違反対象物の公表制度を活用し、安心して建物を利用できるようにしましょう。

※1…屋内消火栓設備：初期消火を目的とした設備で消火器より放水量が大きな設備です。

※2…スプリンクラー設備：火災発生時に自動的に散水して消火する設備です。火災の発見と消火を同時に行う極めて有効な設備です。

※3…自動火災報知設備：火災の初期段階に熱や煙を感知器によって自動的に感知することで、警報を発し火災を知らせる設備です。

